

## 一般廃棄物最終処分場の廃止について

市民環境部

### 1 一般廃棄物最終処分場の概要について

君津市清掃工場内にある一般廃棄物最終処分場については、昭和44年から一般廃棄物の埋め立てを開始し、平成7年11月で埋め立てを終了している。

その後、覆土を行い平成15年3月に千葉県に一般廃棄物最終処分場埋立終了報告書を提出している。

施設名称 君津市一般廃棄物最終処分場

所在地 君津市三直1552-35

面積等 12,995㎡（廃棄物の埋立数量 106,912㎡）

### 2 一般廃棄物最終処分場廃止報告書の提出について

平成9年から排水に係る地下水や保有水等のモニタリング調査を実施し、平成30年及び令和元年の調査において、千葉県が定める廃止基準数値を満たしたことから、令和2年8月に一般廃棄物最終処分場廃止報告書を提出した。

その後、県による現地調査及び書類審査が行われ、令和2年9月に廃止基準に適合している旨の通知を受け、君津市一般廃棄物最終処分場は廃止となった。

なお、県からの通知には、メタンガスについて、発生量はほとんど認められないものの、その濃度が発火下限である5%を超えているため、廃止後も留意することが記されている。

### 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定について

廃止となったことを受け、県より、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域（掘削等土地の形状変更による生活環境保全上の支障が生ずるおそれのある廃止された廃棄物埋立地）の指定を受けた。このことにより、形状の変更を行う場合は、県への届出が必要となる。

### 4 今後の対応について

引き続き、メタンガス濃度が継続的に5%未満となるまで、モニタリング調査を行う。